

国際金融規制への対応

1. 「バーゼルⅢ最終化」への対応

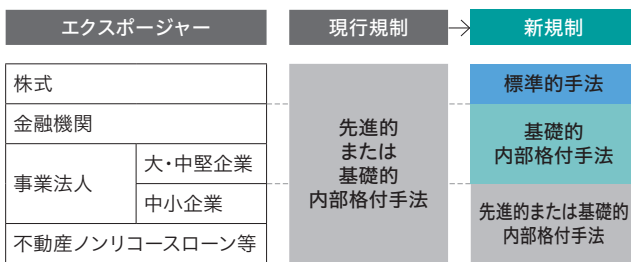
2008年のリーマン・ショックを機に、自己資本比率の規制水準引き上げ、レバレッジ比率および流動性規制の導入を骨子とした「バーゼルⅢ」が合意され、本邦では2013年3月より順次適用されています。

その後、自己資本比率算出におけるリスクアセット計測手法について、銀行による内部モデルの一部制限や標準的手法

法による資本フロアの導入を骨子とした「バーゼルⅢ最終化」が2017年12月に国際合意されました。

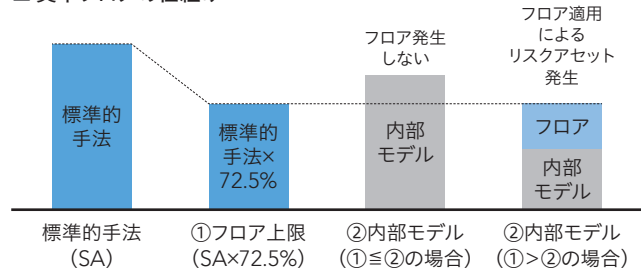
「バーゼルⅢ最終化」は2023年からの導入が求められていますが、当グループでは資本蓄積などにより目標水準を確保するとともに、適切な採算管理やポートフォリオ運営を推進するなど今後規制導入に向けた態勢整備を進めています。

■ 信用リスクに係る計測手法の概念図



標準的手法：外部格付等に応じた当局指定のリスクウエイト
 基礎的的内部格付手法：自行推計のデフォルト率(PD)に基づき算出されたリスクウエイト
 先進的的内部格付手法：PDに加えてデフォルト時損失率(LGD)も自行推計の上算出

■ 資本フロアの仕組み



● 標準的手法×72.5%※>内部モデルとなる場合、内部モデルを上回る部分をフロアとしてリスクアセットに加算
 ※ 2023年の50%から毎年5%ずつ段階的に引き上げ、2028年に72.5%

2. 非財務リスク分野の規制強化

財務リスクについては、上記の通りバーゼルⅢが最終化され、各種の流動性リスク規制、大口信用供与規制(SCCL)も大枠が固まりつつあり、細部の調整・修正は残るものの、峠は越えつつあります。こうしたなか、国際機関・各国金融当局は非財務リスク分野に係る規制強化・高度化に着目しつつあり、近年特に

- オペレーショナル・レジリエンス
- 気候変動課題の金融監督への取り組み

が大きな関心を集めています。

<オペレーショナル・レジリエンス>

● オペレーショナル・レジリエンスとは、テロやサイバー攻撃、パンデミック、自然災害などの事象が発生しても、銀行が「重要な業務(critical operations)」を継続し得る能力を言います。2018年にイングランド銀行がBCP、サイバーセキュリティ、外部委託管理などの包括的な枠組みとして提唱、2020年には欧州委員会、MAS(シンガポール通貨監督庁)、IOSCO(証券監督者国際機構)、FRB(米国連邦準備委員会)なども提案や指針を公表、2021年3月にはバーゼル委員会がこれらに共通するコンセプトとして

「オペレーショナル・レジリエンスの原則」を公表しました。

- 当グループは、お客さまの資産の運用・管理を担う信託銀行として、早くからこうした動きに着目し、対応態勢の整備に努めています。

<気候変動課題の金融監督への取り組み>

- 金融安定化の観点から、金融システムの健全性の監督に気候変動リスクを統合させることが、各国の金融監督機関および中央銀行の間で検討されています。既に英国ではPRA(健全性規制機構)が2019年に、金融機関の取締役会が長期的な気候変動リスクを踏まえた事業戦略を立案するように要請し、気候変動要素を加えて金融機関の健全性を調べるストレステストを実施予定です。米国では、2020年にNYDFS(NY州金融サービス局)が気候変動問題を事業戦略と統合するように金融機関に要請しています。
- 当社では、2020年12月に「TCFDレポート2020/2021」を発行、TCFDの提言に沿ったリスクのシナリオ分析結果を開示するなど、ESG課題への取り組みの一環として前向きに取り組んでいます。